

美しい花を咲かせるために

—平成15年度の始まりに寄せて—

七峰会理事長 奥田 稔



今、この稿を起こすのに、法人本部の窓から、向かいの『弘前文化センター』の庭へ植えられている桜の樹を眺めながら、——この桜の樹は、長かった、そして寒さの厳しかった冬によく耐え、今日の豊かな太陽の光を全身に受けている、その自然界の力と樹自らの力とで蕾を膨らませ、あの美しい花が咲き誇れる日を待っている——ということに想いを致しています。

例えば30年前、当法人第1号施設として精神薄弱者（知的障害者）更生施設『拓光園』の建設に着手し、たくさんの関係する方々からお力をお借りしながら、『社会福祉法人 七峰会』は歩み出しました。が、その道のりは決して平坦なものではありませんでした。

75年8月の『拓光園』開設は、その4月に開園の予定だったものが、第1次オイルショックと豪雪に見舞われて4カ月間の延期を余儀なくされた結果です。知的障がいを持つ人々の更

生訓練が主流の時代であり、園ではその要望に応えて、より多くの手助けが必要とされる、俗に“重度障がい”といわれる人を40%受け入れる条件で出発したことを思い出します。

以来、『拓光園』重度棟の増床による規模拡大、働く知的障がい者の生活訓練の場『拓心館』を創り、身体障がい者の療養生活の場である『山郷館』、働く身体障がい者のための『旭光園』へと進展して、高齢社会に対応する特別養護老人ホーム『サンアップルホーム』の整備・拡張へと歩んできました。90年代に至ると、在宅生活者への支援が国民的要求になりました。これが在宅福祉サービスとして制度化されたことは、皆さんすでにご承知のところであります。

拓光園の開設に始まった社会福祉事業ですが、今では30に近いサービス事業を抱えており、『社会福祉法人 七峰会』は、総合福祉事業体と言えるまでに成長することができました。

去る3月19日、平成15年度を初年とする中長期経営目標と、これに伴う15年度事業計画、当初の予算等を決める評議員会が開かれ、全ての計画が原案通り満場一致をもって決定され、15年度へ力強く踏み出すこととなりました。

『社会福祉法人 七峰会』が、これまで着実な歩みを推進できたのは、この地方の多くの方々が私たちの仕事を

理解し、支持してくださったおかげだと思えます。役職員一人ひとり、今後ともその信頼に応えていきたいと思えます。

桜の樹々が春の陽光を受け、まさに芽吹こうとしている風景を見ていると、社会福祉充実へ向かって進む『七峰会』のこれからに想いが重なります。

——太く力強い幹の先に大きく枝を広げ、その一本一本に美しい花を咲かせたい。豊かな土壌を準備し、日差しに気を付け、厳しい風雪に耐えられる体力を持ち、地域の皆さんが安心して憩える場所となっていく——。『社会福祉法人 七峰会』は、そのために働かせていた、たくものと認識を新にし、皆様方と手を取り合って障害を乗り越え、誇れる桜花満開の日を迎えられるよう、今後も役立つ活動者でありたいと、年度始めに感じております。

峰のひかり

発行人
社会福祉法人 七峰会
理事長 奥田 稔
〒036-8356
青森県弘前市大字下白銀町21-8
電話 (0172) 33-8861
FAX (0172) 33-8862

知的障害児・者居宅3事業のご紹介

～『拓光園デイサービスセンター』始まる～

知的障害者
更生施設

拓光園

拓光園ではこれまで、『拓光園短期入所支援センター』と『拓光園障害児短期入所支援センター』事業を行ってきましましたが、この4月1日より、新たに『拓光園デイサービスセンター』を開始しました。今回は、各事業の概要についてご紹介します。

①拓光園短期入所支援センターは、18歳以上の知的障がいの方が、一時的に居宅において介護を受けられなくなった時、必要な援助を行います。食事や入浴の支援などを行います。日帰りだけでなく宿泊もできます。利用定員は4名です。

②拓光園障害児短期入所支援センターは、介護している方の都合により、居宅において介護を受けられなくなった知的障がいや自閉症等の児童に対し必要な援助を行います。放課後の利用もでき、送迎サービスを行ってご家族の負担を軽くするよう支援してまいります。お気軽にご相談ください。利用定員は12名で、宿泊もできます。

③岩木町初の拓光園デイサービスセンターは、18歳以上の知的障がいの方や介護を行う方がセンターに通い、手芸・工作・その他の創作活動を行

い、作品は各種の展示会に出品する予定です。また、社会生活への適応訓練を行ったり、介護方法の指導などを行います。

昼食サービス、入浴サービス、送迎サービスも行っています。利用定員は15名で、午前9時から午後4時まで利用できます。

これらの3事業は、年中無休・祭日などもご利用ください。通常の実施地域は、中弘南黒の地域と五所川原市・板柳町・柏村・鶴田町・森田村・鯉ヶ沢町・浪岡町の3市17町村です。

お問い合わせはいつでも、気軽に拓光園までお電話ください。

電話番号 96-2331



介護保険料の見直しが行われました

特別養護
老人ホーム

ザンツァルホーム

平成12年度にスタートした介護保険制度は、5年を1期として策定し3年経過後、一部見直しを行います。その後、15年度と16年度にかけてさらに見直し作業をし、17年度に改正されます。

今回の見直しでは、主として介護報酬の改正が行われました。そして一部に福祉サービスの見直しもありました。

また第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料に関しては3年ごとに見直しをすることになっていて、今年度が改正年度となりましたので、それについて説明したいと思います。

・介護保険料の改正
第1号被保険者の保険料は各自自治体によって違いますが、それは自治体がお年寄りの数や利用する介護保険サービスの量を見込んで独自に決めているからです。そして改正年度となる今年度は、主に、これまでの介護保険サービスの利用状況から今後のニーズを勘案し、以降、3年間の保険料が設定されました。介護保険サービスを利用する方や利用する金額が多いと、改正後は比較的高い保険料が設定されることになります。

平成15年度から17年度まで

の保険料は全国的にこれまでより上昇する傾向にあります。が、弘前市の場合、その伸び率はこれまでの保険料と比較し、プラス18・2パーセントとなり、他の自治体との比較でも高い方に位置されています。具体的には基準額で月額4,276円となりました。

介護保険制度は、加入者が保険料を出し合い、必要な時に認定を受けて介護保険サービスを利用する制度です。で、きちんとした使い方をしに行きたいものだと思います。

改正後の介護保険料(15～17年度)
弘前市の場合

段階	所得段階	割合	保険料(月額、円)	
			14年度	15年度より
第1段階	生活保護の被保護者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.5	1,809	2,138
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	2,714	3,207
第3段階	本人が住民税非課税	基準額×1.0	3,618	4,276
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満	基準額×1.25	4,523	5,345
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上	基準額×1.5	5,427	6,414

身体障がい者の方々のために

～『山郷館訪問介護センター黒石』開所～

身体障害者
療護施設
山郷館

黒石市で初めて!!

ホームヘルパー派遣
山郷館訪問介護センター黒石
24時間対応
身体障害者の介護
TEL0172-59-0600



〔ご相談やお申し込み先〕

- ◇山郷館
訪問介護センター黒石
TEL0172-59-0600
黒石市ぐみの木1丁目13-1
- ◇身体障害者療護施設
山郷館
TEL0172-97-2211
- ◇または、各市町村役場

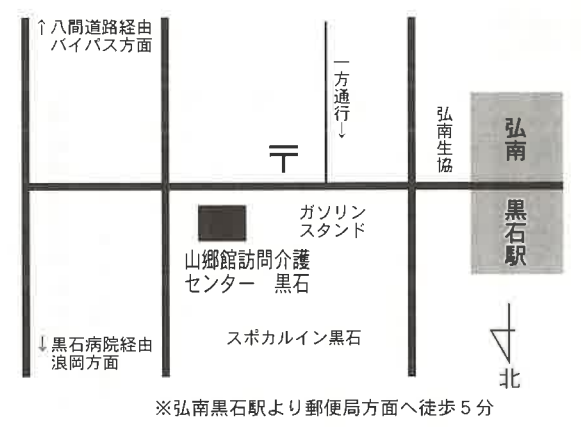
・地域に関係なくどこでも!
・重度の方はもちろん、身体障がいのある方であればどなたでも!
・深夜帯を含む24時間いつでも!
を特徴としてスタートしました。
お気軽にご相談、お問い合わせください。

4月1日より『山郷館訪問介護センター黒石』が事業を開始しました。七峰会としては、『サンアップヘルパーセンター』、『山郷館訪問介護センター』につづく3カ所目の訪問介護事業所ということになります。

『山郷館訪問介護センター黒石』では、『身体障害者療護施設 山郷館』をバックアップ施設として、身体に障がいを持った方々にサービスを提供しています。25年の身体障がい者介護の経験と実績を土台に、専門施設としての知識や技術を生かし、支援費制度への移行により増大する在宅福祉ニーズに応えていきます。

『山郷館訪問介護センター黒石』は、

【案内図】



ご注文お待ちしております!

- ・レジバック、ゴミ袋
- ・シール・ラベル印刷
- ・各種割り箸、ホルダーケース

TEL0172-57-5155
TEL0172-57-5155
FAX0172-57-5156

今では、授産作業のカラーデザインもご提供しています。大体のイメージさえお伝えいただければ、イラスト、文字、校正を考え、見本を2〜3準備し、その中から選んでいただくこともできます。

この記事を読まれた方、1度、旭光園をおたずねください。

旭光園では現在、割り箸包装、製袋、ラベル、軽作業、ウエルダー（高周波ビニール加工）を行っています。最近では、不況のあおりを受け、授産作業はますます厳しさを増しています。

そんな中、2年前から、製袋の柄やシールの印刷に使う版までの工程（校正・データ処理等）を旭光園内で行えるよう、印刷業者等の協力を得て、進めてきました。そのかいあって、お客様の要望に瞬時に応え、修正・色見本を確認

時代の波にのって デジタル化の時代



社会就労
センター
旭光園

しながらの作業が可能となり、スピードアップと低価格でのご提供が実現しました。

レジバックの印刷、リンゴシール、お菓子の品名シール等の注文に対して、お客様より、「仕上がりがイメージと色がすぐに確認できて良い。」との声が聞かれてきました。注文においでのお客様のご要望をうかがいながら、その場で修正し、低価格でご提供できますことから、評判が伝わり、この不況の中、少しずつ売り上げも伸びております。

知的障害者
通動寮
拓心館グループ

障がいをもった人たちの味方になれるか？

― 支援費支給制度が始まりました ―

目の悪い方にメガネがあるように、足が思うように動かない方には杖や車椅子があるように、知的な障がいをもっている方には、色色なことを教えたり助けてくれる人が必要です。ただ、1回で覚えることは苦手で、大体的場合において何度となく教えてもらわなければなりません。洗濯や掃除など、身の回りのことについても同様です。家庭や学校で教わってきたことでも、一人になればできなくなってしまうことがたくさんあります。

また、ノーマライゼーションの理念のもと、地域生活への移行が施策として明確に打ち出されています。それを実現するためには住む場所と日中活動の場、人の支えが不可欠です。

支援費制度を活用して

平成15年4月から支援費制度が始まりました。平たく言うと「障がいをもった人が一部負担金を払い、自分で選んだサービスを買う制度」というふうに換言できます。

具体的には「施設訓練等支援」に施設の入所利用や通所利用が、「居宅生活支援」にはホームヘル

プ、ショートステイ、デイサービス、グループホーム等の利用があります。これらの支援を自分で選び、組み合わせ、安定した生活を送るための一助にします。

これからのこと

いずれのサービスを選択するにしても、目的は「その人らしく尊厳を持って生きて行くこと」にあります。支援者は一人ひとりの人生を考え、どこでどのように暮らすのが一番幸せか、今、この方に必要なサービスは何かを考える必要があります。施設の入所利用を選んだ方に対しても、街で暮らす可能性を追求しなければなりません。また、居宅生活の方には、疲れた家族に手助けするとともに、本人の社会参加の場を提供することも求められます。

支援費制度は始まったばかりですが、これを検証し、不十分な点は声を大にして訴えていく必要が既に言われています。本人やご家族と歩を一つにしていきたいと思えます。そして、障がいをもった方の生活・活動の場が地域にも増え、自然な形の社会が早く形成されるよう、努力して参ります。

七峰会後援会コーナー

七峰会後援会定時総会開催される

― 新会長に石崎宣雄氏 ―

平成15年2月22日(土)、14時より『弘前パークホテル』において、「平成15年度 七峰会後援会 定時総会」が開催されました。

規約に基づき三浦清道会長が議長を務め、

- 1、平成14年度事業報告並びに収支決算の承認を求める件
- 2、平成15年度収支予算(案)の審議決定を求める件
- 3、規約の改正について
- 4、役員改選について

議案審議をし、各議案とも全員一致で承認されました。役員改選については三浦清道会長が勇退し、相談役になり、新会長には石崎宣雄氏が就任いたしました。

引き続き懇親会に移り、会員相互の交流と後援会活動への尽力を誓い合い、盛会裏のうちを終了致しました。

新役員(敬称略)

- 【会長】石崎宣雄 【副会長】竹内誠三・奥崎エミ子 【会計】相馬善則 【監事】富士 悟・木村剛【委員】赤石勝美・高橋きみ子・高坂 護・斎藤ツル・木立寿文・千葉ひさ・柳谷 照・大平和夫・藤田信行・工藤良一・鹿内臣久・福土昭男・飯沼勝教
- 【相談役】三浦清道

居宅介護事業

山郷館居宅介護支援センター
TEL 97-2941
サンアップル居宅介護支援センター
TEL 97-2131

特別養護老人ホーム

サンアップルホーム TEL 97-2111
サンアップル短期入所生活介護センター
サンアップルホーデイサービスセンター
サンアップルヘルパーセンター
グループホームアップル
(痴呆対応型共同生活介護)
弘前市委託事業
サンアップル在宅介護支援センター
TEL 97-2131

身体障害者援護

山郷館 TEL 97-2211
身体障害者(児)短期入所事業
山郷館デイサービスセンター
山郷館訪問介護センター
山郷館訪問介護センター 黒石
旭園 TEL 57-5155
通所相互利用事業

知的障害者援護

拓心館 TEL 82-4520
地域生活援助事業
生活自立訓練事業
地域生活支援センター
勇心学園
光園 TEL 96-2331
自活訓練事業
心身障害児(者)施設地域療育事業
・短期間入所事業
・巡回療育相談事業

総合支援

弘前市委託事業
身体障害者相談支援事業
弘前市障害者生活支援センター
障害者ケアマネジメント推進事業
TEL 31-2400
青森県指定
津軽障害者就業・生活支援センター
TEL 82-4520